

このマニュアルは、本町が発注する建設工事等における労働災害事故発生時の対応に関するマニュアルであり、迅速かつ適切な対応を図ることを目的とするものである。

1. 報告対象

町が発注した建設工事の施工中及び工事に係る設計、測量、調査等の業務中に発生した「すべての労働災害事故」を対象とする。

2. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「応急措置」、「初動対応」、「事後対策」の各段階に応じて、迅速かつ適切に処理するものとする。

応急措置

①事故の影響に対する危険回避措置

受注者は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、応急的に適切な危険回避措置を執らなければならない。

②警察署、消防署への通報

必要に応じて警察署、消防署に通報するとともに、警察署等による現場検証や調査を確実にを行うため、現状保存対策等を実施する。

初動対応

①監督員への通報

受注者は、施工中や業務中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に電話等で通報しなければならない。

②監督員への報告（速報）

受注者は、事故発生後において、随時「労働災害事故速報 第〇報」（様式1：FAX、電子メール可）により、監督員に報告しなければならない。

③労働基準監督署への通報及び労働者死傷病報告書等の提出

受注者は、所管の労働基準監督署に必要な応じて通報するとともに、人身事故の場合は「労働者死傷病報告書」、人身事故以外の場合は「事故報告書」を遅滞なく労働基準監督署に提出しなければならない。

④担当課から建設課（入札・契約担当）への報告（速報）

監督員が所属する担当課は、受注者より報告があった「労働災害事故速報 第〇報」の写しにより、速やかに建設課に報告しなければならない。

事後対策

①監督員への報告（確報）

受注者は、事故後の措置及び再発防止策等を検討後、速やかに「労働災害事故報告書」（様式2）を監督員に提出しなければならない。また、労働基準監督署より命令、勧告、指導票を受けた場合は、「労働災害事故報告書」にその写しを添付して提出することとする。

②担当課から建設課（入札・契約担当）への報告（確報）

監督員が所属する担当課は、受注者より提出された「労働災害事故報告書」に記載された内容を確認し、受理するものとする。また、決裁終了後、速やかに建設課（入札・契約担当）にその写しを提出することとする。

ただし、白鷹町建設工事請負業者指名停止要綱で定める指名停止の事由があると認められる場合、発注担当課の主管長は、速やかに白鷹町建設工事等指名業者選定審査委員会委員長に「労働災害事故報告書」の内容について報告しなければならない。

③白鷹町建設工事等指名業者選定審査委員会での報告

審査委員会の事務局である建設課は、白鷹町建設工事等指名業者選定審査委員会を開催し、「労働災害事故報告書」の内容について報告を行う。

また、白鷹町建設工事請負業者指名停止要綱で定める指名停止の事由があると認められる場合は、審査委員会において指名停止の可否及び指名停止期間について審査し、決定するものとする。

3. 提出書類

様式1「労働災害事故速報 第〇報」

資料として、位置図、平面図、横断図など、既存の図面を利用するなどして、事故の状況がわかるものを添付すること。

様式2「労働災害事故報告書」

労働基準監督署より命令、勧告、指導票を受けた場合は、その写しを添付して提出すること。また、資料として、位置図、工事概要図、状況写真等を添付すること。